

関西サービックとの団交開催！

2018年12月21日、地本は、14:00より新大阪丸ビルにおいて、(株)関西新幹線サービックとの団体交渉を開催しました。

団交委員は、関西サービックの各事業所から宮内省吾地本組織担当部長、西村泰弘台検副会長、船出信政台検分会執行委員、(鳥飼事業所)、熊澤守関西地区分会長(第二事業所)、柿本克彦仕業分会執行委員(第一事業所)。サービックからは、鈴木人事勤労課課長、川中人事部勤労課係長、尾浦事業部担当部長、谷岡事業部課長でした。

サービック各事業所における劣悪な職場環境や多くの問題点を含め、改善を要求する！！

「発」第3号「関西新幹線サービックにおける職場環境改善」に関する申し入れ(2018年10月18日申入)

I. 【各事業所の共通項目】

1. 「禁煙・受動喫煙防止」について

昨年度も同様の申し入れをしたが、禁煙、受動喫煙防止は国をあげて取り組まれている。組合の主張として、「煙草を止めろ」とか個人の趣向の問題について問題にしているのではない。非喫煙者の人権と健康維持について、言ってるのである。非喫煙者にとって重大な問題である。

したがって以下の通り申し入れる。

- (1) 禁煙・受動喫煙について、会社の認識、見解を明らかにすること。

【回答】

職場の(受動喫煙対策)は、事業者の努力義務であり、各職場においては分煙化を推進して受動喫煙を防止している。一方、喫煙は個人の趣向の分野に有するものであり、お答えしない。

- (2) 清水社長以下、会社幹部は禁煙すること。

【回答】個人の趣味、趣向の分野に属するものであり、お答えしない。

- (3) 環境整備で行う従業員用の喫煙所、喫煙ルームの掃除を非喫煙者に掃除させるなど非常識極まりない。喫煙者に行わせること。

- (4) (3) 項について「提案」した者に対して「このような問題を提案したらダメ、他のとこでやってくれ」と係長の弁である。如何なものか、見解を示すこと。

【回答】

提案 着いて「このような問題提案したらダメ」と述べたわけではなく、「提案なの

で、それ以外のことは記入しないように」と提案以外の意見を記載するものではないと言う趣旨で述べたものである。

2. 「点呼」について

点呼での「語先後礼」を懲憑することを止めるよう、昨年度も同様の申し入れをした。懲憑とはいえ、会社が点呼で行うことは業務命令である。そもそも「礼」を是とし懲憑することは、全体主義を国是とした戦前戦中の軍国主義そのものである。止めること。

1. 年次有給休暇について

8月分の年次有給休暇の申し込みに際し、8月9日～19日の期間について「年休抑制のお願い」という掲示がされた。今後は、このような掲示は行わないこと。仮に年休の申し込み者が多数となり、事業の正常な運営を妨げる場合となった日については抽選とすること。

【回答】

「時季変更権・・・可能性が高い」というお知らせという、社員への配慮で行っていたものである。年休の・・・可能であるが、表現の・・・

II. 【鳥飼事業所関係】

1. 労働条件に関する改善要求について

(1) 作業開始を8時40分からとすること。(8時20分からの点呼は毎回、25分で終わらない。移動時間に食い込んでいるため)

【回答】

現状で対処されたい。JR(大阪車両所共通)により作業終了時刻は決められている。

(2) 現行の作業ダイヤ時間、小A、中A、8両編成小A、中A全て5分間の延長とすること。(見直し点検の時間が無い)

【回答】

現状で対処されたい。尚、11月より作業体制の変更を行っており一部の作業時間も変更している。

(3) 連続作業を行うときは、1・2、3・4、5・6番線を使用すること。
(中間車両からは約400M歩かなければならない為)

【回答】現状で対処されたい。

(4) 車掃作業連続二本以上の作業は止めること。

【回答】

現状で対処されたい。作業はJRの共通報に基づいて行われる為、当社の都合だけでは決められない。

(5) 昼休憩時間を、11時～13時以内と設定すること。

【回答】

現状で対処されたい。昼休憩はできるだけ11頃から13時頃までの時間帯付与できるように努力しているが構内作業ダイヤ等の都合で前後する場合がある。

(6) 作業ダイヤ表に書かれている時間が作業開始時間になっているが、到着してドアが空いた時点から作業開始時間とすること。

【回答】

そのような考えはない。ドアが開くまえの作業準備も含めて、作業時間としている。
(7) 車掃作業時、他の組との隣番線作業は止めること。(道具がひとつしかない為)

【回答】

現状で対処されたい。庫の入出庫あJRで決めるため、当社ではきめられない。

(8) 朝の準備体操は勤務時間内とすること。

【回答】

そのような考えはない。始業前の準備体操については、労働災害の防止の観点から奨励しているものの、義務づけているものではなく労働基準法上の労働時間にあたらぬ。

(9) 禁煙者の喫煙ルームの作業は止めること。

【回答】現状で対処されたい。

2. 設備の改善要求について

(1) 0番線1ユニットの水場が離れている為、近場に設けること。

【回答】

現状で対処されたい。尚、設備についてはJR財産の為、申し入れがあったことはJRに伝える。

(2) 西詰所の防音対策をすること。

【回答】現状で対処されたい。

(3) サービスデッキに置いている、グリーン車用掃除機をハンディ掃除機(コードレス掃除機)に替えること。

【回答】すでに全番線ともコードレスに変えている。

(4) 現行、G車作業員が利用しているハンディ掃除機を軽量で吸引力の強い掃除機に変更すること。

【回答】吸引力が強い掃除機に置き換えている。尚、重さは現行品と同程度である。

(5) 番線車掃モップ等を納める箇所を紐でなく、掛け金具に変更すること。

【回答】

掛け金具に変更している。尚、使い勝手の関係でインシュロックや紐で吊り下げているものもある。

3. その他の改善要求について

(1) 帰りの2本目回送電車の号車指定を広げること。

【回答】当社の権限外事項である。

(2) 災害時(地震、台風、その他の天災)に帰宅困難が起きた場合の対応で、タクシー券を配布すること。

【回答】

必要性に応じ、タクシー券の配布は行っている。箇所長、「管理者」が必要性を判断し、指示することとなっている為、箇所長(管理者)の許可を得る事。

(3) 帰宅困難時、自分が手配した宿泊代を支給すること。

【回答】

必要性に応じ、宿泊代を支給している。箇所長、「管理者」が必要性を判断し、指示することとなっている為、箇所長(管理者)の許可を得る事。

(4) 残業が発生する場合は、作業員1人1人に聞き取りをし、本人の同意を求める

こと。

【回答】そのような考えはない。

(5) 熱中症対策でポカリスエット飲料水（スポーツドリンク）等を詰所に常備すること。

【回答】現状で対処されたい。

(6) 翌日作業勤務分担表を前日の昼までに公表すること。

【回答】現状で対処されたい。

(7) 一日の作業本数は8本以下とすること。一本増えることに手当（一本500円）を設けること。

【回答】そのような考えはない。作業手当として必要なものは手当を設けている。

(8) 便洗作業は汚損手当（一日300円）を設けること。

【回答】そのような考えはない。作業手当として必要なものは手当を設けている。

(9) 二階の詰め所を拡大されたい、夕方になったら長椅子に座れなく立っている為。作業が終わったら三階の詰め所に上がるようにすること。

【回答】現状で対処されたい。

(10) 朝の作業準備（クロス洗い）時間を10分設けること。

【回答】そのような考えはない。

(11) クリップライトをもっと明るい物に変更すること。

【回答】

現行、日勤で使用しているクリップライトについては、夜勤で使用している者に順次置き換えていく予定である。

(12) 東・西詰所内の一部監視カメラの向きが作業者に向けられている為変えること。

【回答】そのような考えはない。監視カメラではなく、防犯カメラである。

Ⅲ. 【新大阪第一事業所関係】

1. 職場環境について

(1) お盆の多客輸送で1, 2番線、3, 4番線とも臨時便を含めて箱作業、検修担務作業を含めて10本以上の連続作業が発生した。なんと4時間前後の連続作業であって常識的に肉体の限界を超えた作業であった。今後の多客期を展望したとき何らかの対応が必要だと考えるが認識を示すこと。

【回答】

作業量を勘案して必要に対処している。尚、多客期等には臨時列車の入庫具合により、機動担当や外部担当、もたれ回収応援作業者を増配置しており、今後とも、同様の対応を考えている。

(2) 守衛より奥、つまりグリーンゾーンより内側のセキュリティ扉は不必要である。撤去すること。

【回答】

そのような考えはない。設備はJRのものであり、セキュリティに対する考えもJRに従う。

(3) 従業員が利用する便所の掃除は女性用は女性が、男性用は男性が行うようにすること。

【回答】現状で対処されたい。

(4) シャワー室の掃除も上記(3)と同様とすること。

【回答】現状で対処されたい。

(5) 待機時間と休憩時間が連動した場合、休憩時間にこだわらず昼食を摂ることを認めること。

【回答】 そのような考えはない。

(6) 勤務時間外でセキュリティ錠・カードの受け渡しを行い、時間の記入を指示しているが、勤務時間外でのセキュリティ錠・カードの受け取りを指示するのであれば、相応な超過勤務手当をつけること。

【回答】 そのような考えはない。

(7) 各作業番線のすべての待機場所に冷風機を設置すること。

【回答】 熱中症対策においては、順次整備している。

(8) 最終終了作業時間から終了点呼までを余裕のある時間に設定にすること。

【回答】 作業終了後から点呼までの時間は、必要な時間はとっている。

2. その他の改善要求について

9月24日、「サービック清掃の日」を行った。3.4番線は臨時便が6本で必要な要員を確保しなければならぬにも関わらず、要員不足で「喫煙ルームの担務A」2名が不足し変則的な配置を行った。必要な要員を確保できなかったことは極めて異例な事態であり遺憾なことである。しかし、その他方で「サービック清掃の日」に対応するために「休日出勤」までさせるといふ、まさに本来業務そっちのけの本末転倒の事態であった。社長も来所し、所長以下大量の要員を確保した「サービック清掃の日」はいったい何なのか、猛省を求める。見解を明らかにすること。

【回答】

喫煙ルームの担務2名は指定していなが、臨時列車が連続した時間には、要員を増配置しており、必要な時間に必要な要員は確保している。

IV. 【新大阪第二事業所関係】

1. 職場環境について

(1) 昼食時に風呂場や長いすで食事している。男子更衣室内に個室の休憩室を設けること。

(2) 昼食時に会議室を開放し食事ができるようにすること。

【回答】 現状で対処されたい。

(3) 寝室のベットを新調すること。

【回答】 現状で対処されたい。

(4) シーツは毎日交換できるようにすること。

【回答】

現状で対処されたい。尚、汚損の程度がひどい場合は当直に申告してもらえば交換することも可能である。

(5) 幹1ホームでクロス等を洗う水場が1カ所しかなく不便である増設すること。

【回答】

現場で対処されたい。尚、設備についてはJR財産のため申し入れがあった事はJRに伝える。

(6) 幹3ホーム東端からダストシュートに繋がる間に屋根がなく、雨の日はずぶ濡れになる屋根を設けるようJRに申し入れること。

【回答】 申し入れがあったことはJRに伝える。

(7) ゴミ回収用台車を故障がなく、運搬がスムーズにできる（タイヤが大きい）台

車に新調すること。

【回答】

ゴミ回収車の故障が多い事は承知しており、硬質タイヤの試行等を行っているところである。

(8) 出向者にも雪落とし作業手当を支給すること。

【回答】出向者の給料はJRが支払っており、当社の権限外事項である。

(9) 出向者にもチーフ手当を支給すること。

【回答】出向者の給料はJRが支払っており、当社の権限外事項である。

(10) 清掃依頼作業（嘔吐等）に手当（1回500円）を支給すること。

【回答】そのような考えはない。作業手当として必要なものには手当を設けている。

(11) ホール内の喫煙ルームの掃除は喫煙者に行わせること。

【回答】現状で対処されたい。尚、申告があればマスクを貸与する。

(12) ホール内トイレの掃除は女性用は女性が、男性用は男性が行うようにすること。

【回答】現状で対処されたい。

(13) ダイヤ改正の度に列車本数が多くなり、また、外国人旅客が増大する中で多客期のみならず毎日のゴミの量が著しく多くなっている。ゴミ回収要員として毎日徹夜波動を確保すること。

【回答】臨時列車の運転が多い時間帯に、ゴミ運搬車の…要員を増配置している。

以上

《主な議論》

職場施設内の喫煙ルームの清掃を禁煙者にさせないで欲しい！！

組合：Ⅰ.【各事業所の共通項目】1.「禁煙・受動禁煙防止」(3)について、会社回答はこれまでどおり現状で対処されたいとのことだが、喫煙ルームの件について、サービック委員の皆さんは、喫煙されるのか。

サー：禁煙者である。

組合：その禁煙者に、喫煙ルームを清掃しろと言われたらどのように思うか。

サー：仕事としてはやむをえないと考える。

組合：私たちの仕事である新幹線電車内の喫煙ルーム等を清掃することは、仕事としてやむをえないとしても、組合側が問題にしているのは、喫煙者個人の特別なスペース（喫煙ルーム等）を全く関係の無い禁煙者に清掃させるという行為は、問題があると考えている。

サー：社員同士の話と言うことか。

組合：そうである。

サー：マナーを守って喫煙するのは当たり前である。

組合：会社の作業指示は公私混同だ。自分たちで吸った物は、自分たちで処理するように早急に対処されたい。

組合：Ⅱ.【鳥飼事業所関係】1. (2)の会社回答では、現行で対処されたい。尚、11月より作業体制の変更を行っており一部作業時間も変更している。このことは新中Aのことだと思うが、この新中Aの会社の評価どうなのか。

サー：評価と言われると、皆さん頑張ってもらってるというところはある。割りと時間がオ

ーバーするということは無くなってきている。組数を以前より増やしているのに超勤は、少なくなっている。車両一編成あたりの業務量は、箱の場合、二人のところを一人作業になったことでしんどくなっているが、一日でみると本数を減らしているのに、以前より業務量はそんなにそんな色はない。

組合：夜勤の評価はあると思うが、日勤はどうか。12月1日から箱の作業員の相互チェック、相互移動、ブロック移動などかなり時間がかかる。今までのようにはいかない。相互チェックは致し方ないにしても、移動は勝手にならないのか。

サー：鳥飼事業所の不祥事対策や新入社員対策として考えている。

組合：サービックの作業はJRの作業ダイヤに左右される。連続作業の場合、JRへ引き渡す時間が切られていて、1号車から4号車は西移動。13号車から16号車は東移動。ここまではなんとか問題ない。真ん中の号車が問題である。9号車から12号車が東移動、それ以外は西移動。西移動の場合、列車の出入りがあり時間のロスがある。次の作業へかかる場合、西方と東方では一工程ぐらい違う場合がある。従って、ブロック移動等に関して、もう少し現場の意見を聞いて検証してもらいたい。

サー：会社としても、今がベストとは考えていない。その都度検証しながらやっていく。

残業をさせる時は本人の承諾を得よ！！

組合：Ⅱ.【鳥飼事業所関係】3.その他の改善要求(4) 残業について。

会社の回答は、そのような考えはないということだが、そもそも残業はサービック労組との36協定を結んでいるとはいえ、超過勤務を行う場合は一人一人に本人の了承を得なければならないのではないか。

サー：36協定だけではない。

組合：一昨日、一組で17時21分の電車が中A作業だったが、逆算したら17時5分が日勤の終了時間。それをあらかじめ17時22分入庫と指定されたら超勤である。それも75分の超勤。中A作業を行い、後検をやって、最後係長が帰ってくるまで、逆算すれば約75分。そういう場合は、あらかじめ、一人一人に残業ができるかどうかは聞けないのか。何故なら、鳥飼基地というところは交通手段もバスしかなく、しかも遅くなると少ない。従って、大幅の超勤になる場合は、事前に超勤ができるかどうかぐらいは聞けるのではないか。

サー：当社の状況から言って、全員に聞くというのは難しい。

組合：作業者は、大幅な残業になるのなら「残業を止めさせてもらおう」と言えるのではないか。

サー：それは、今でも言える。理由を言ってもらえればいい。

組合：作業者の心情からいうと、なかなか「残業できない」といえないことは事実として押さえてもらいたい。

組合：Ⅱ.【鳥飼事業所関係】3.その他の改善要求(11) クリップライトについて、クリップライトは夜勤用と同じ物にするということか。

サー：貴側の要望の主旨がよく判らなかつた。日勤・夜勤も含め、もっと明るい物なのかどうか、実は夜勤の方が明るい。

組合：ここには夜勤の者はいないので判らないが、夜勤の方が明るいということか。

サー：夜勤の方が明るい。

災害時の対応が事業所毎に違うのは何故なのか！？

組合：Ⅱ.【鳥飼事業所関係】3. (2) 災害時について

災害時、鳥飼事業所ではタクシー券は確かに配布された。しかしこのタクシー券が5000円以上半額というタクシー券。鳥飼地区でこのタクシーを探すというのは困難である。また近鉄バスで阪急茨木駅まで行ったとしても、阪急で5000円以上半額のタクシーを待つというのはどれだけ大変かである。1、2時間待っても乗れるかどうか判らない。このような対応をしているのは鳥飼事業所だけである。

サー：別に困らせようとしているわけではない。

組合：5000円以上半額というようなタクシー券ではなく、箇所長の配慮で何処でも使えるタクシー券を配布してもらいたい。

サー：いやがるタクシー会社があるかも知らない。

組合：今後の災害時の対応は、サービック第一事業所のように「領収書だけでいい」というような対応にしてもらいたい。

サー：現金をもっているのなら、出してもらって領収書をもらえばいい。

組合：要求にはないが、鳥飼事業所の場合にはホテルを用意してくれ、ということはないのか。

サー：事務所棟で用意してたが、鳥飼ではホテルは難しい。

組合：Ⅲ.【新大阪第一事業所関係】(6) 勤務時間外のセキュリティ錠・カードの受け渡しについて、勤務時間外でセキュリティの鍵等の受け渡しの記入をする指示があったがどうなのか、それは指示なのかどうか明らかにされたい。今でも時間外で多くの者が受けているが超過勤務扱いにはならないのか。

サー：会社としては、時間外の受け渡しを強制してはいない。

組合：勤務時間内でいいということか。

サー：そうである。

組合：時間内で受け渡しを行うと、点呼の時間がなくなるのではないか。

サー：そうなれば、点呼の時間を考えなければならない。

組合：業務指示ではないということか。

サー：業務指示ではない。

組合：Ⅲ.【新大阪第一事業所関係】(8) 最終の仕事が終わってから点呼までの時間、20時29分終わりの仕事があるが、退出が20時40分でありその間に点呼をしている。手も洗えない状況のなか11分の間で1号車と16号車から帰ってこないといけな。このことについて考えることはないか。

サー：考えてほしいと言うことか。15分ぐらいはいるということか。

組合：設定を考えて頂きたい。

サー：日によって始終了を変えるのがいいか、どうかということがある。臨時列車によって、変わることがある。

組合：このような状況であるということは認識してほしい。

サー：会社としても検討している。

組合：次回のダイ改で、時間を短縮して終わるような事か。

サー：次回のダイ改では、こういった要素も鑑み検討する。

組合：Ⅳ.【新大阪第二事業所関係】(3) 寝室のベッドについて、現状で対処されたいとの

回答であるが、古くて音のする二段ベッドはなんとかならないか。普通のシングルベッドにする予定はないか、真剣に検討してもらいたい。また、IV.【新大阪第二事業所関係】(7) ゴミ回収用台車の故障について、会社もデーターをとって分かっているとは思いますが、台車の故障が非常に多い。

サー：すでに見られているとは思いますが、新しいタイヤの試行を行っている。

組合：タイヤだけの問題ではないと思うが。

サー：メーカーも月に一回見に来ている。

組合：メーカーが問題、メーカーを変えることはできないか。そもそも構造そのものが悪い。

※その他、今回の要求外の問題について

組合：安全、労働災害に関することだが、東電流 55 番線の昇降台に段差があり、非常に不安全で早急に補修をして頂きたい。もう一件、大交両東側の通路、枕木が腐っていて歩行するのに非常に不安全である。今の時季（冬場）は作業が終了した時間は暗いため通路を渡るとき真っ暗である。不安全な通路を通らなければならないことから早急に対処されたい。

サービック会社は、これまでサービック労組の要求に上げられていたにもかかわらず、一向に改善をしてこなかった。しかし、今回の我々の要求に関して早々に修繕・改善を行った。このことは、まさに東海労との団交での要求実現であることはいうまでもない。